

## 令和3年度第2回旭川市子ども・子育て審議会 議事概要

- 開催日時  
令和3年12月21日(火) 18:30～20:00
- 開催場所  
旭川市子ども総合相談センター 2階 会議室1, 2
- 出席委員(17名)  
浅野委員, 荒木関委員, 片桐委員, 小山委員, 佐々木(一)委員, 佐々木(千)委員,  
佐藤(貴)委員, 富樫委員, 長野委員, 猫山委員, 長谷川委員, 林委員, 藤田委員,  
松E委員, 梁川委員, 吉田(清)委員, 吉田(有)委員
- 欠席委員(3名)  
佐藤(達)委員, 田中委員, 渡辺委員
- 事務局(13名)  
子育て支援部 中村部長, 鎌田主幹  
子育て支援課 竹内次長  
子育て企画係 坂本主幹, 新田主査, 藤澤  
子育て助成課 松本課長, 西村補佐  
こども育成課 浅田次長  
母子保健課 川村課長  
子ども総合相談センター 岩崎次長, 片山主幹  
愛育センター 高桑所長

### 1 開会

### 2 市長あいさつ

旭川市長の今津と申します。本日は令和3年度, 2回目の子ども子育て審議会ということで, 委員の皆さま, ご出席ありがとうございます。

委員の皆さまには, 佐藤会長を始め, 私にとって旧知の方が多く, 大変恐縮しております。本審議会は3年間の任期と伺っておりますが, 期間中, どうぞよろしくお願ひします。

さて, 私自身のこの度の選挙公約として, 「誰一人取りこぼすことの無い市政」ということを掲げさせていただきました。その道のりは大変険しい道のりであることは, 重々承知しております。

子ども達を取り巻く環境も大きく変わっていく中, 大きな転換点にさしかかっていると認識しているところであります。

今後, 本審議会では, 様々な協議事項・報告事項が上がってくるかとは存じますが, 子ども達の未来のため, 委員の皆さまから忌憚のない御意見をいただければと思います。

本日はよろしく願いいたします。

### 3 審議会委員の紹介

審議会委員紹介後，市長退席

### 4 事務局職員の紹介

### 5 議事

#### (1) 協議事項

《協議事項ア 給付型奨学金制度の拡充について》

#### (A委員)

子ども・子育て審議会の委員改選後，初めての顔を合わせての会議となった。

本審議会で取り扱う内容は幅広く，難しい部分があるかもしれないが，事務局から丁寧な説明があるので，安心して様々な意見を出していただきたい。

先日，厚生労働省から地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会の取りまとめが発表となった。今までの待機児童についての対応から良質な保育を提供するというところにシフトしていくことが短くまとめられたものだが，引き続き保育の改革が行われていくものと思われる。

本審議会でも様々な事柄が取り上げられると思うが，皆さんからの知恵を借りつつ，よりよい子育て行政としていければと思う。

それでは，事務局から説明を。

#### (事務局)

給付型奨学金は，高校等へ進学する機会均等に寄与することを目的としたもの。このような給付型奨学金は，一般的に住民税非課税世帯が対象となるが，住民税非課税世帯については，北海道が既に支援をしていることから，本市では住民税非課税世帯より少し上の所得層を対象として支援することを狙った制度となる。

道内各市で，いくつか給付型奨学金が実施されているところだが，本市制度の特徴としては，成績要件がないことがあげられる。

財源については，全国から寄せられた寄附を充てており，本制度を長期的な支援制度とするため，給付型奨学金の対象は，入学費用等の負担がかかる高校1年生のみとしている。

この制度の対象者は，市内及び近隣8町に所在する高校等と通信制高校に入学した高校1年生の保護者等。通信制高校については，全国の高校を対象としている。

対象者の要件としては，生徒については1月1日時点で旭川市に住所を有しており，年度末時点で18歳以下ということ，保護者については，1月1日から7月1日まで継続して旭

川市に住所を有していること、住民税税額控除前所得割額が定められた範囲内であること、生活保護上の高等学校等就学費を受給していないこと、旭川市の諸税や奨学金に滞納が無いことなどがあげられる。

給付型奨学金の申請については、毎年8月中に必要な書類を担当課に持参ないし郵送で提出してもらい、その後、選考委員会で審議を行い、対象者へは11月末までに支給することとなっている。

支給額については、国公立高校の全日制・定時制で6万円、私立高校の全日制・定時制は7万円、通信制高校は3万円となっている。

支給実績として、給付型奨学金制度が始まった令和2年度で152件、949万円。翌年度の令和3年度で120件、728万円だった。

原資である育英事業基金は平成28年度末で約4億円だったが、令和元年度・令和2年度に大幅に寄附が増え、令和2年度末で約8億円となっている。

これらの実績等を踏まえて、給付型奨学金制度の拡充を検討しているところで、拡充の方向性としては、①対象学年の拡充、②支給額の増額、③支給要件の緩和ということを検討している。

原資としている育英事業基金への寄附状況を考え、高校1年生のみの対象から全学年を対象として支給するよう、対象学年を拡充することが可能ではないかと考えている。この件に関しては、可能な限り早期に検討していき、出来れば令和5年度の中で実施出来ればと思っている。

(A委員)

何か質問・意見はあるか。

(B委員)

2点質問したい。

まず、支給時期について11月末までとなっているが、もっと早くに支給することはできないのだろうか。所得が低い世帯は、支払が多い入学時に金銭の工面を付けることが大変であり、苦勞している世帯も多いと思う。よって現行の11月に支給されるよりも、入学金を振り込んだりしなくてはいけない、3月や4月に支給された方が助かるのではないか。支給時期について、前倒しすることについても検討してもらいたい。

2点目は、1年生は良いとしても、2年生・3年生については成績要件など一定条件を付すと言うことを検討しても良いのではないだろうか。奨学金という制度としての側面からは、ある程度学業をしっかりと行う人を応援するという目的があっても良いと思う。

(事務局)

1点目については、支給時期については、入学時期に入学金や制服代などの負担が重いと

ということについては、本市としても認識しているところではあるが、非課税世帯を対象とした北海道の奨学金制度と兼ね合いがあり、課税年度を北海道と合わせているところ。仮に2月～3月に申請を受け付けるとなると、本市の奨学金制度で見る課税年度は、申請のあった前年度となり、課税年度を当該年度としている北海道と合わなくなるため、やむを得なく現行の支給時期としている。

2点目の成績要件については、当時の制度の検討内容として、可能な限り広く支援をしていくという考えがあったため、成績要件を付けていなかった。しかし、今後については、成績要件も含め、検討していかなければならないかとは思っているが、まずは、2年生・3年生と対象学年の拡充ということで考えていきたいと思っている。

#### (B委員)

1点目については、市独自の奨学金制度であるため、道と合わせる必要性は必ずしもないのではないか。合わせなくてはいけないというのであれば、その理由はなにか。

2点目については、極端な話しとして、留年をするような状態の生徒に対し奨学金を出すということには違和感がある。極めて成績が良くなくてはいけないという訳では無いが、一定程度の線引きは必要ではないかと思う。

#### (事務局)

道と合わせる必要性については、北海道と本市とで対象とする課税年度が異なる場合、課税・非課税の境界線上にいる世帯が、北海道も本市の制度も利用できないケース(前年度非課税・当該年度課税)や、逆に両方とも利用できるケース(前年度課税・当該年度非課税)など不公平が生じてしまう可能性があるため、北海道と合わせた方が良いと判断した。

成績要件については、給付型奨学金制度では無く、貸付の奨学金制度も実施しているところであるが、こちらでは、留年した場合、翌年度の貸付ができないという制度となっている。

留年や著しく成績を問われるようなことがあれば、本市としても検討していきたい。

#### (A委員)

成績要件については、確かに必要かもしれないと思う一方、大学の給付型奨学金を受けている学生のうち、一生懸命勉強していてもなかなか成績が上がらず、努力しても下位1/4に入ってしまう学生もいる。下位1/4になると、給付型奨学金が止められてしまうため、努力しても奨学金がもらえなくなる場合があると考え、成績だけで見ると言うことも難しい。原資の兼ね合いもあると思うが、様々な状況を踏まえた上で基準を検討していったらもらえると良いと思う。

拡充の方向性として①～③が示されているが、全部適用することもありえるのか。

(事務局)

本市として考えられる拡充の方向性として3つを示した。

先ほど説明したとおり、今現在では①の方向性で進めていくことを検討しているが、本審議会やパブリックコメントなどで意見を聞いていく中で、②や③についての意見が出てきた場合は、そのことを踏まえた上で進めていきたい。

先ほどの意見でもでたが、支給時期については本市としてもなんとか早く行いたいと考えているところではあるが、道と本市との部分で重複してもらえあるいは両方とももらえないという世帯がでることは望ましくなく、致し方なく現在の支給時期となっている。今後何か良い方法があれば検討していきたい。

成績要件については、まだ検討していなかったが、指摘があったとおり、留年するような生徒に対しては望ましくないと思うが、具体的にどこまでと言うことまではまだ検討されていないので、今後対象学年の拡充などを検討していく中で、道や他都市の状況などを参考に考えていきたい。

また、②、③を加味した形で拡充を検討するようにとの意見が多ければ、もちろんその形で考えていくが、原資である基金が枯渇してしまうと制度自体が無くなってしまうので、自ずと成績要件を付けた形で増額という形になっていくことが想定される。

今後の検討にあたり、審議会等でも意見を寄せてもらいたい。

(A委員)

具体的な拡充内容については、改めて審議会に提出されるか。

(事務局)

最終的な拡充内容案については、パブリックコメントなどで意見を聞いていく予定で、審議会の開催タイミングにもよるが、審議会でも報告させていただく。

寄せられた意見を踏まえたうえ、修正していきたい。

(A委員)

この後でも、なにか気づいた点があれば、電話・メール・手紙等で事務局に伝えていただきたい。本審議会でもいくつか、意見が出たが、今後検討していく上で参考にして欲しい。

(2) 報告事項

《報告事項ア 令和4年度子育て支援部予算要求について》

(A委員)

事務局から説明を。

(事務局)

本市の財政は厳しい状況が続いている。

本市の全体の予算としては、年度によっても変わるが、概ね1,500億円程度の予算となる。そのうち、市税と地方交付税がそれぞれ400億円程度で、計800億円程度という状況。

地方交付税は市税に次いで多いのだが、国の財政的な理由により、地方交付税の見直し・配分方法の見直しが行われ、徐々に少なくなってきたおり、地方交付税が一番多かった平成26年度と令和2年度の決算額とを比較すると27億円減少している。

大変厳しい中、予算を組まなければならないが、令和4年度については、資料に示したとおり、子育て支援部として予算を要求しているところ。

要求内容としては、保育・教育環境の充実では、待機児童ゼロの継続として、私立認可保育所等建設補助金がある。このことについては、令和3年度までは、定員増を改築の補助対象要件としていたが、令和4年度からは施設の老朽化を理由とした改築も補助対象とした。少子高齢化で子どもの数が減っている状況の中では、定員増が無くとも補助対象にすることとし、現時点では、認定保育園の老朽化による施設改築1園分の予算要求をしている。

放課後児童クラブ開設費についても、待機児童ゼロを継続しているが、面積要件を満たしていない施設もあることから、これらを解消するため、新規開設2カ所・60人程度の定員増を見込んだ要求をしている。

保育体制充実費については、国の基準を超える保育士や予備調理員を配置している施設に対し助成を行っており、令和4年度は補助単価の増加を予算要求している。

特別支援保育事業補助金は、予算要求時点と前置きしなければならないが、少し大きな改正を考えている。発達に問題を抱える子どもや障害の重い児童について、現行では保育士1人に対し児童3人という職員配置だが、1人の保育士が発達に問題を抱える3人の子どもをみるというのは、負担が大きいと考慮し、障害の重い児童については、保育士1人に対し児童2人という配置基準を設け、補助額について見直しを行いたいと考えている。また、一定割合を超え、7人以上の障害のある児童を受入る施設に対しては、子育て支援員を任用する費用の助成も検討している。

続いて、児童虐待防止・相談支援体制の強化について。児童虐待予防・早期発見推進費は、市長の公約にも当たる部分だが、これまで実施してきた内容を、継続して要求していく。

就学時発達支援事業費と発達支援相談事業費は、事業の内容としては大きく変わる部分はないが、事業の組み立てとして、就学時発達支援事業費は就学時の発達支援の部分を特化した形で、発達相談事業費は就学前の子どもに特化した形と、従前にあった事業を就学前・就学後と事業の組み立てとして分けた形になっている。

児童家庭相談事業費では養育支援が必要と判断した家庭に対し、ヘルパー派遣による育児家事支援を行っているものだが、養育支援が必要なケースが増加しているため、養育支援の回数を増加させた予算要求を行っているところ。

女性相談つながりサポート事業費については、令和3年度の補正予算で実施した事業だが、令和4年度も引き続き実施したいと考え、予算要求したもの。様々な困り感がある女性を支援することを目的とした事業だが、「市役所に相談に来る」ことは敷居が高いと思われることもあり、民間のNPO等に委託をして、様々な場所で相談を受けるといったような事業を実施しているところだが、令和4年度も継続して実施していきたいと思う。

市長のリーダーシップによるいじめ対策の推進について。本日、定例の市長記者会見があり、そのときも市長から話しをしていたが、不幸にして旭川市でもいじめを原因として子どもが亡くなるという痛ましい事件が起こった。このことに関して、教育委員会だけでは無く、市長部局としてもいじめ防止や早期発見、未然に防止する取組などについての今後の対応を検討していくうえ、明日から市長がいじめ問題について特徴的な取組をしている関西方面の市を視察する予定。本市でも令和5年度に向けて、いじめ対策に関する組織を作る予定。それまでの対応としては、現在、子ども総合相談センターの相談受付時間は平日8時45分から17時15分までと、月曜日と木曜日に20時まで受け付けている。この相談受付時間を拡充することや、小中高生がいじめ被害を訴えるに当たり、知らない所に電話をするということは敷居が高いため、他都市の事業を参考に、返信はがき付チラシを学生に配布する予算要求をしている。

母子の健康支援の推進ということでは、新生児の聴覚検査費用の一部を助成するという内容の予算要求をしている。

また、不妊対策推進費では、今まで不妊治療に関する経済的負担が大きいということで、補助制度を設けていたが、今後、不妊治療の一部が保険適用になるが、どの治療までが保険適用になるか今のところまだわかっていない。そのため、今現在補助している部分については、令和4年度も引き続き上限30万円の補助対象とし、国の保険の範囲がわかれば、保険適用の範囲外となってしまった治療について、補助対象とするかどうかの検討をしていきたいと思う。

子どもの貧困対策・多様な居場所づくりの推進について、子どもの未来応援費において、子ども食堂等に補助金を支給しているところだが、子ども食堂等の子どもの居場所は、子どもが孤立しない形の活動の場であったり、学びの拠点であったりなど、子どもの居場所を拠点にする地域作りを将来的に目指していきたいと考えている。まずは、現状の会場使用料年間上限3万円と保険料年間上限5万円から、対象経費に食料費などを加え、月額上限1万円、最大年間12万円と、少し財政的な補助を拡充する方向で予算要求している。

うぶごえの贈りもの事業費については、今までは絵本を配付しておりましたが、市長公約の中で、旭川産の木製品を配付するという部分があるため、絵本と木製品とどうするかという兼ね合いで、どのような形にするかという部分を苦慮している。今のところ、木製品を配付するというので、予算要求している。

最後に、子ども基金の充当事業についてだが、子育て等に役立てて欲しいということで全国から寄附をいただいている。その寄附を元にどの事業に充てているかという一覧になる。

今回説明した内容は、あくまで子育て支援部として財政当局に予算要求をしたものであって、今後の予算編成作業の中でどのようになっていくかはまだわからない。

記載されている事業も、査定の中で無くなる可能性があるため、資料の扱いについては注意していただきたい。

できる限り予算要求が通るよう、市長を始め働きかけをしていこうと考えている。

(A委員)

あくまでも予算要求であって決定事項では無いということ。

事務局からの説明に対し何か質問はあるか。

(C委員)

うぶごえの贈りもの事業費についてだが、今まで民生委員児童委員連絡協議会では、この事業の絵本の配付に携わってきた。令和2年度くらいから、絵本の配付についてのメリット・デメリットについて話しをしていたが、この取組は非常に良い物だと思い、民生委員児童委員連絡協議会の全道大会や全国大会でも、絵本配付の取組について素晴らしい取組だとPRもしている。余所の自治体でも旭川市と同じように絵本配付の取組が広がってきた。

木製品の配付は、東川の君の椅子プロジェクトがあるように、良い物だとは思いますが、私も、民生委員児童委員連絡協議会も生まれてきた子どもに絵本を渡すということは、非常に価値のある取組だと思っている。木製品がだめだという訳では無いが、絵本を止めて木製品に置き換えるということは止めていただきたい。会長も同様の意見だと思う。

(A委員)

うぶごえの贈りもの事業費はイギリスのブックスタートと類似した事業で、平成23年から事業が開始したもの。私も絵本の選定委員をしたことがあり、是非とも絵本配付を継続してもらいたいと思っている。

(事務局)

財政的な事情もあり、予算編成の作業においても今後具体的な話しがでてくる。

当然、今まで事業に関わっていた民生委員児童委員連絡協議会とも意見交換をしたいと考えているので、皆さまの意見を踏まえた上でどのような形にしていくのかを検討していきたい。

(B委員)

新生児聴覚検査事業費について、聴覚検査の助成は全額助成か一部助成か。また、検査の種類はA B Rか。A B Rであるなら、回数は1回限りか複数か。



(事務局)

検査料については、医療機関によって金額の差もあり、一部助成という形で考えている。検査の種類はお見込みのとおり ABR で、検査回数は 1 回と考えている。

(B 委員)

ABR 検査は複数回実施することを推奨されている検査だが、1 回だけの助成だと、1 回検査を受けて、後は放置ということが起きるのではないかと危惧している。複数回受けることを推奨されている検査であることを考えると、1 回だけではなく必要分の助成を予算計上すべきではないか。

(事務局)

北海道との協定に入ったため、広く道内で実施する検査については、助成できたらという形で仕組みを考えている。助成の仕方については、道や他都市の状況を参考にしながら考えていきたい。

(A 委員)

他に何か意見はあるか。

(D 委員)

2 点ほど確認したい。

特別支援保育事業補助金について、「特別支援保育利用者が一定の割合を超え」とあるが、具体的な数字や子育て支援員等の人件費の補助要件や補助金額を教えて欲しい。

もう一点は就学児発達支援事業費について、就学前児童に特化してとあったが、何をするのか具体的に教えて欲しい。

(事務局)

特別支援保育事業補助金については、新しくメニューに入れたいと思っている部分で、なるべく事業に特別な支援を必要とする児童を受け入れてもらうインセンティブになればと考えている。「特別支援保育利用者が一定の割合を超え」については、各事業者の保育の利用定員に対する一定割合と考えている。また、実際に受け入れする人数の最低ラインを設け、何人以上ということも要件に加えていきたい。この場合の子育て支援員の人件費の単価については、1 月あたり 97,200 円として考えている。

(事務局)

就学時発達支援事業費については、新しい内容は無いのだが、母子保健課の乳幼児検診を実施している中で、保護者から様々な発達に関する相談を受ける機会がある。母子保健課で

一旦受けた後、子ども総合相談センターで改めて相談を受けるという形になっている  
組織的な話しとなるが、母子保健課と子ども総合相談センターの連携をもっと密にする  
ような形を現在検討している。

(D委員)

子ども総合相談センターで持っている事業を母子保健課に移管するということか。

(事務局)

現在検討中のため、具体的な話しは出来ないが、組織的な部分での組み替えをするような  
形を検討している。単純にどちらかに事業を持って行くと言うことでは無く、組織を見直し、  
より連携が密になるような形にしたいと思っている。

(A委員)

かねてから、本審議会や部会でも課題として上がっている問題に着手するということか。

(事務局)

一気に課題解決ということにはならないが、まずは第一歩と考えている。

(事務局)

資料に記載されている予算的な側面からいうと、ここに書かれているのは、ほぼ人件費で  
あり、何か新しい事業というものではない。母子保健課で実施している健診事業と、子ども  
総合相談センターで実施している発達相談事業に関する連携の部分を改善できないかとい  
うことで検討を進めているところであり、今の段階ではこういう形になるとはっきり言う  
ことはできない。

(D委員)

今までより、よりよい体制になるということで良いか。

(事務局)

良くしようと思っている。

まず第一歩として組織的な見直しを行い、より円滑な連携が出来るような形の検討に伴  
い、発達支援相談事業費を2つに分けた予算要求と言うこと。

(A委員)

他に意見はあるか。

(E委員)

連携強化については、かねてから話し合われてきたのではないかと思います。

お話にあったように、もちろん母子保健課と子ども総合相談センターの連携ももちろん大切だと思うが、幼稚園、保育所、小学校などの関係機関との連携強化も同様に重要なことと思われる。

新たな事業ではないということだったが、ある程度内容が固まってきた段階にでも、関係機関とも協議の場を設けてもらえればと思う。

いじめ SOS 110 番推進費に限らず、全部局に言えることだと思うが、いかに市民にアプローチしていくかということや、相談しやすい体制をつくるということが大切だと思う。広報や周知の部分についても、方法をよく検討して、予算を割いてあたってもらいたいと思う。小中高生に、返信はがき付チラシを配付することが、本当に効果的な方法なのか、大人だけの考えでは無く、子どもの意見も聞きながら、どういった方法が子どもにとって相談しやすいのかということも、柔軟に考え対応して欲しいと思う。

また、うぶごえの贈りもの事業費について、他の委員からも意見があったように、絵本の配付というのはとても意味のある活動であったのではないかと思います。事業内容を変更するというのであれば、今まで携わってくれた方々へ協議があつてしかるべき。

(事務局)

組織の見直しに関する部分についてはもちろん、関係機関と協議しつつ話しを進めて行かなければならないという認識を持っている。しかしながら、まだ関係機関に具体的な話しができる段階ではないので、改めて意見を聞く機会を設けていきたいと思う。

指摘のあった広報・周知については、行政全般的に不得手としているところがあり、どうしたらより効果的に周知することができるかということは、検討していかなければならない課題と認識している。

返信はがき付チラシについては、大阪府の寝屋川市で実際に行ったところ、子ども達からかなりの数の返信があったという実態があり、毎月チラシを配付することで、相談をしいという認識を子ども達に持たせることができ、子ども達が相談しやすくなっていったという事例があるため、1つの方法として検討しているところ。チラシだけでは無く、例えばLINE等のオンラインでの相談というのでも検討している。

うぶごえの贈りもの事業費の絵本については、絵本と木製品を一緒に渡す、交互に渡す、絵本か木製品か希望制で行うなど様々な方法を検討してみたが、方法により予算が大きく変わってくるため、財政当局と協議をしていき、しかるべきタイミングで報告したい。

(A委員)

以上で全ての審議、報告事項について終了した。

その他に、何か質問、意見等はあるか。

(F 委員)

仕事柄、子どもが病気になり、保育所に預けることが出来ず困っている保護者と接する機会が多い。圧倒的に病児保育が足りていないと思うが、病児保育の定員拡充に関する予算要求は令和4年度にはしないのか。

(事務局)

具体的に拡充という話しはなく、現状維持で考えている。

(F 委員)

病児保育の定員数が足りずに困っている保護者が多く、定員を増やして欲しい意見はすごくある。

(事務局)

受入をしてくれる事業者があるかどうかという問題に加え、非常に難しいのは、季節性のインフルエンザなどの感染症が流行する季節は利用したい人が急増するが、それ以外の季節の稼働率は低い。このため、実際に断っている日数が多いかという点、そういう訳でもない。現状が良いとは考えていないが、単純に定員を増やしても、全く受入が無い日数も相当数増えてしまうという、非常に悩ましい問題が発生する。

(F 委員)

特に、仕事をしながら育児をしている母親は、子どもが熱を出すと保育所に預けることが出来ず、病児保育にも預けられないのならば、仕事を休むしか無い。

熱が下がれば保育所に預けることが可能なので、現場の人間としては、病後児保育を減らしてでも病児保育を増やせば良いのではないかと思った。

(事務局)

病児保育に関しての課題意識は持っている。

令和4年度については現状維持だが、実際に病児保育を利用している保護者にアンケート調査を実施して、利用者の意見も聞いたところ。今後、どのような対応をしていくことが現実的か検討していきたいと思っている。

(G 委員)

事前登録が必要ではあるが、子どもの病気や急な用事の時に預かることができる上川中部こども緊急さぼねつともある。病児保育が無理でも、こちらで預かることが出来るかもしれないので、是非活用して欲しい。

## 6 その他

(A委員)

最後に、その他事項として事務局から何かあるか。

(事務局)

子ども医療費助成制度の拡充について説明したい。

子ども医療費助成の「中学生までの医療費の無償化」が市長公約となっているため、実現に向け取組を進めていきたい。

子ども医療費助成制度は、医療費の一部を助成することにより子どもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、もって子どもの健やかな育成を図ることを目的としている。

制度の概要は、昭和48年10月に北海道の事業開始を受け、本市でも事業を開始し、当初は2歳までと限られた年齢層のみで、歯科治療は助成の対象外だったが、その後、歯科治療分も対象とし、対象年齢も5歳まで、就学前まで、小学生までと北海道の助成内容を基本としながら本市独自に対象年齢の拡充や自己負担金の助成等を実施してきた。

平成20年度に小学生の入院助成を開始、平成26年度に小学生の通院について助成拡充する一方で、課税世帯、3歳児未満、非課税世帯から初診時一部負担金の徴収を開始、平成28年度に初診時一部負担金の廃止と中学生の入院に対する助成拡充、平成30年度から現行制度と同様となり、中学生の通院についての助成を開始した。

現行制度は表のとおりで、外来・入院ともに0歳から2歳と非課税世帯の3歳から中学生は自己負担無し、課税世帯の3歳から中学生は1割負担となっている。本制度は所得制限があり、一定の所得以下が対象となっている。

決算状況については、直近3カ年の事業費決算で見ると、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の受診控えなどが影響し減少したが、事業費は増加傾向にある。

北海道、道内政令指定都市、中核市の助成状況について、本市は北海道の助成状況を基本として、独自助成をしている。北海道と本市の助成状況の表で比較してもらえると、網掛け部分が市の独自助成部分となっている。道内他都市の例として、札幌市と函館市の助成状況も載せているので、参考までに確認してほしい。

制度の拡充の方向性については、2つの案で検討している。

第1案は市長公約にあったとおり、中学生までの無償化を優先的に進める案。対象者は未就学児、小学生、中学生の3区分に分けて考える。この案で、一気に所得制限を撤廃した完全な無償化とした場合、毎年約3億円の財政負担増が見込まれる。市の財政事情を考慮すると、病院にかかる機会が多い未就学児から段階的に拡充していくなどの対応が必要だと考える。

実施時期については、医療機関との調整・意見交換、パブリックコメントの実施、毎年8月に発給される子ども医療費受給者証との時期の兼ね合い、最大の課題である安定的な財源確保を市全体の事業の見直しの中で行いながら、令和5年度中の実施を目指し、準備を進

めていきたい。

第2案は、無償化の前に、現行制度を高校生まで拡大し対象とするもの。データがないため、中学生の受診状況から推計すると、新たに約8千万円の財源が必要と見込んでいる。実施についても、先ほどの案と同様に財源確保を考えていかなければならないが、第1案と同じく令和5年度中の実施を目標として検討していきたい。

制度拡充については、まだ具体的な方向性が定まっていないが、今後精査したものを、本審議会に提出していく予定なので、その際には改めて検討してもらいたい。

(事務局)

マタニティガイドるんるんについて紹介したい。

この冊子は今年度、市民生活部が所管する「市民の企画提案による共同のまちづくり事業」に採択された「旭川のお母さん応援企画室るんるん」と協働で作成した。

妊娠期から産後6か月頃までの産婦向けに、サポート情報などを1冊にまとめたもの。全ての妊産婦に届けることで、健やかで安心した出産・子育ての推進を図ることを目的としている。

令和3年10月から母子手帳交付時に配付を行っている他、市のホームページへの掲載、産院や子育て支援センターなどの子育て関係機関で閲覧できるようにしている。

## 7 閉会